

## 誓 約 書

岡山県時短要請協力金（第5期）（以下「協力金」という。）の支給申請に当たり、次のことを誓約します。誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、協力金の支給を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方（以下、法人の場合は「当法人」、個人事業者の場合は「私」を意味する。）が一切の責任を負うものとします。また、必要な場合には、岡山県警察本部や税務署等に情報提供することを承諾します。

## 記

- 1 協力金の対象となる営業時間短縮等の要請期間中の全ての日において、食品衛生法の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正前の食品衛生法第52条（改正後には第55条）の規定による飲食店又は喫茶店（改正後には飲食店）の営業許可を受け、要請期間開始以前から飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗であり、要請期間中の全ての日において営業時間短縮等の要請に全面的に協力しました。なお、営業にあたっては、業種別ガイドライン等を遵守して感染防止対策を徹底し、協力金の支給要件は全て満たしています。
- 2 協力金支給申請書兼実績報告書及び添付書類の内容に虚偽はありません。申請書類の内容に関して、調査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。また、虚偽や不正等が判明した場合は、協力金の返還に応じます。
- 3 申請日時点で倒産又は廃業していません。また、申請を行った施設について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がある以前から休業又は営業時間短縮を行っていた店舗ではありません。
- 4 協力金の支給を受けた施設情報（店舗名及び市町村名）が公表されることに同意します。
- 5 協力金の支給対象月と同月の国の月次支援金を受給していません。
- 6 個人情報の取扱いに関して、協力金の支給手続に必要な範囲内で県が業務を委託した業者と共有することに同意します。
- 7 当方及び当方の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。また、次に掲げる者はいずれについても、当方の経営に実質的に関与していません。
  - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和 年 月 日 ※申請書（様式第1号）に記載した日付と同日とすること

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地又は住所  
名称又は商号  
役職・氏名  
(押印は不要)